

《論文》

社会福祉士養成における相談援助実習に関する一考察

－福祉事務所における実習教育の現状と課題－

大山 朝子

社会福祉士養成における相談援助実習に関する一考察

－福祉事務所における実習教育の現状と課題－

大山 朝子

和文抄録：本稿は、社会福祉サービスにおける地域の中核的行政機関として位置づけられている福祉事務所の動向をふまえ、福祉事務所における実習体制およびプログラム等から実習教育の現状を整理し、今後の課題を展望することを目的とした。

その結果、福祉事務所における社会福祉実践体制の変化による受入れ先の縮小化、実習指導者の確保の困難さ、実習の受け入れ体制の不統一性等の課題が確認できた。

課題を解決するには、福祉事務所に対し、実習の協力を義務づけるような政策的な姿勢が必要である。と同時に福祉事務所側に実習生を受入れることの意義を理解してもらうことが不可欠である。

キーワード：福祉事務所 相談援助実習 社会福祉主事 実習プログラム 実習指導体制

はじめに

社会福祉行政機関においてその数が最も多い福祉事務所は、各種福祉法に基づく事業の実務とともに、地域住民に対するさまざまな生活問題等の相談、助言、指導を行い、さらに生活問題の把握やその援助のために、地域の福祉資源や関係機関、専門職との連携を図りつつ、社会福祉行政として実践活動を行っている。そのため福祉事務所における相談援助実習の意義は大きいといえる。しかし、その一方で福祉事務所を含む社会福祉の行政機関においては、基礎構造改革後の福祉制度の見直し、国および地方自治体の行政改革、市町村合併等の影響により、その受入れが減少している。そこで本稿では、社会福祉の専門職養成教育としての相談援助実習の意義を確認した上で、社会福祉サービスにおける地域の中核的行政機関として位置づけられている福祉事務所の動向をふまえ、その実習体制およびプログラム等からその現状を整理し、今後の課題を展望することとしたい。

1. 相談援助実習の位置づけ

1) 社会福祉士及び介護福祉士法の創設と実習教育

戦後、社会福祉の専門職として社会福祉事業法（現・社会福祉法）に基づく社会福祉主事制度が創設された。社会福祉主事は、厚生大臣（現・厚生労働大臣）が指定する関係科目のうち3科目を履修すれば任用資格が得られるというものである。その後、社会福祉三法から六法へ社会福祉の対象者が拡大し、1970年代になると、社会福祉専門職の新たな資格制度が求められるようになった。1972（昭和47）年には中央社会福祉審議会職員問題専門分化会起草委員会による「社会福祉士制度試案」が出され、1975（昭和50）年には社会福祉教育問題

検討委員会が「社会福祉教育のあり方について（答申）」を提出した。結果的には両者ともに制度化されなかったが、社会福祉専門職養成と資格化をめぐる動きは、急激に伸展する高齢化への対応、社会の変化に伴う家族の質的变化、地域コミュニティの問題など、社会福祉が対応すべき課題の多様化にあわせ、喫緊のものとして認識されるようになる。

社会福祉専門職養成と資格化への具体的な方向性としては、1986（昭和61）年に設置された中央社会福祉審議会、身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会で構成される「福祉関係三審議会合同企画分科会」が第11回会議（1987（昭和62）年3月23日）の「福祉関係者の資格制度の法制化について」において、資格制度の法制化が必要とされる理由について、①わが国が高齢化と福祉ニーズへの専門的な対応が必要となってきたこと、②国際的な観点から見てわが国が他の先進諸国と比べ福祉専門職の養成に立ち遅れていること、③シルバーサービスの動向からも資格制度が必要とされている、という3点をあげ、資格制度の法制化の必要性についての意見具申を行った。その結果、1987（昭和62）年5月26日「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、社会福祉に関する専門職制度は大きな転機を迎えた。その後は1997（平成9）年の「精神保健福祉士法」制定、2001（平成13）年の「児童福祉法」改正による保育士の国家資格化などにより、社会福祉専門職の資格制度の整備が進められた。その結果、いずれの国家資格も一定の水準以上の専門性を担保するために、国家試験の受験、専門的知識と技術を習得するための法令に基づき体系化された養成課程を有することとなった。

2) 社会福祉士制度の見直し

社会福祉士法施行後約20年を経て、社会状況はさらに変化した。社会福祉士については、従来の相談援助業務に加え、成年後見、権利擁護など新たな相談援助の業務が増加してきた。このような状況の下、2006（平成18）年1月に設置された厚生労働省社会援護局長の私的懇談会「介護福祉士のあり方及び養成プロセスの見直し等に関する検討会」が同年7月5日に「これからの介護を支える人材について－新しい介護福祉士の養成と生涯に通じた能力開発に向けて－」を報告した。

以上の報告書を踏まえ、社会保障審議会福祉部会が同年計4回の審議を行い、12月12日に「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」をまとめた。意見書は、社会福祉士の活動が期待されている分野として、①地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助、②相談支援事業や就労支援事業による障害者の地域生活支援、③生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の促進、④権利擁護・成年後見制度等の新しいサービスの利用支援、⑤地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応などへ拡大してきていると指摘し、社会福祉士の役割および求められる知識と技術を具体的に提示し、法律上の社会福祉士の役割や責務等についても見直しを検討すべきであると提言した。同時に社会福祉士の養成のあり方についても社会福祉士制度の施行後見直しが一度もされていないため、養成校の裁量に委ねられていた教育内容等について、①教育カリキュラムの在り方、②実習の在り方、③資格取得ルートの在り方等について検討すべきであるとの指摘がなされた。その結果、2007（平成19）年12月5日に「社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立した。社会福祉士制度の見直しに関する内容としては、高齢者や障害者が可能な限り地域で生活を継続できるように、地域における支援体制の強化が図られる中で、その活躍が期待される分野が拡大してきていることから、定義規定の見直し、義務規定の見直し、資格取得方法の見直しが行われ、以下のように社会福祉士に求められる役割と新たな教育システムが示された（表1）。

表1 社会福祉士に求められる役割と新たな教育カリキュラム

<p>1 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、</p> <p>① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割</p> <p>② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割</p> <p>③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。</p> <p>2 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、</p> <p>① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識</p> <p>② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識</p> <p>③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術</p> <p>④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術</p> <p>⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術</p> <p>⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践等を実践的に教育していく必要がある。</p> <p>3 以上を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。</p>	<p>【時間数】</p> <p>○ 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等により、1,200時間まで充実を図る。</p> <p>○ 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、660時間まで充実を図る。</p> <p>【教育カリキュラムの構成】</p> <p>○ 教育カリキュラムの構成は、</p> <p>① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」</p> <p>② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」</p> <p>③ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」</p> <p>④ 「サービスに関する知識」</p> <p>⑤ 「実習・演習」</p> <p>の科目群からなるものとする。</p> <p>○ なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」及び「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」については、社会福祉士に求められる知識及び技術のうち、主に2の①、③、④及び⑥に対応するものとして、 ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」については、主に2の④及び⑤に対応するものとして、 ・ 「サービスに関する知識」については、主に2の②に対応するものとして、 ・ 「実習・演習」については、他の講義系科目との連動性にも配慮しつつ、2の①から⑥までの知識及び技術を実践的に習得するものとして、位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。 <p>【教育内容（シラバス）】</p> <p>○ 教育内容（シラバス）については、国家試験によって社会福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこととし、それらについては、出題基準の中で網羅的に反映させる。</p> <p>【大学等における指定科目・基礎科目】</p> <p>○ 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、特に実習・演習に関して教育内容や時間数にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。</p> <p>○ また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定する。</p>
--	---

3) 社会福祉士養成課程における相談援助実習の枠組みと実施体制

新たなカリキュラムにおける実習に関する科目は、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日19文科高第917号・社援発第0328003号）において「相談援助実習指導」と「相談援助実習」で構成するとされ、両科目の教育内容の内容が示された（表2）。

表2 「相談援助実習指導」と「相談援助実習」の教育内容

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助実習指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会
相談援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

出所）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日19文科高第917号・社援発第0328003号）別表1

同指針には実習における教育に含むべき事項として、8項目があげられ、実習生が各領域・分野・種別で実習する際に共通して体験すべき基礎的・通底的事項として実習すべき領域を、①個別支援（個人アセスメント～支援計画）、②権利擁護・サービス向上、③地域支援（地域アセスメント～地域支援計画）、④連携・ネットワークの4つに整理している²。

「相談援助実習指導」では、実習を具体的かつ实际的に理解し、実践的な技術などを体得することが求められている。これは専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動などを実践的に教育する必要があるためである。

一方、「相談援助実習」においては、担当する教員が巡回指導などを通して、学生および実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況を把握し、実習中の個別指導を行うこととされている。なお、ここに示されている「相談援助」とは従来の個別面接や個別支援などの「対人援助」に限らない。新たに社会福祉士に求められた「総合的かつ包括的な相談援助」をいかにして実習をとおり学習していくべきかが問われている。

相談援助実習は、養成校、実習機関・施設、実習生および利用者の四者関係で成り立っているが、実習の実施体制は、表3にあるように「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」の「実習演習担当教員に関する事項」が示され、1クラス20人という学生の上限数が設けられた。また、担当する教員の資格要件も厳しくされた（表3）。また、従来は担当者ごとにそれぞれ行われていた各科目間の授業の進捗状況についても、相談援助演習の実施に当たっては、相談援助実習指導及び相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえることとされた。

表3 実習担当者の要件等

<p>(1) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されていれば足りるものであり、この場合の学生とは、大学等において実習演習科目を受講する学生の上限をいうものであること。</p> <p>(例) 相談援助実習を受講する学生が80人（学生20人×A・B・C・Dの4学級である場合）</p> <p>A学級 → 教員aが担当</p> <p>B学級 → 教員aが担当</p> <p>C学級 → 教員bが担当</p> <p>D学級 → 教員bが担当</p> <p>※ A学級とB学級、C学級とD学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数2人（延べ4人）で可。</p> <p>また、相談援助実習を担当する教員の員数については、相談援助実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、相談援助実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。</p> <p>(2) 原則として、教員は、1の大学等（1の大学等に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。</p> <p>(3) 実習演習科目を担当する教員（以下「実習演習担当教員」という。）の資格要件については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 相談援助演習</p> <p>(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。以下この(3)において同じ。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者</p> <p>(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(エ) 科目省令第4条第2号ニに規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、相談援助演習の指導に係る課程を修了した者</p> <p>イ 相談援助実習指導及び相談援助実習</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者</p> <p>(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(エ) 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、相談援助実習の指導に係る課程を修了した者</p>

出所)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第917号・社援発第0328003号)の一部を抜粋

2. 福祉事務所における相談援助実習

1) 福祉事務所をめぐる動向

福祉事務所は福祉行政の第一線の専門機関として福祉関係六法に関する事業に関する業務を行う。さらにその他関連する社会福祉制度として、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、児童手当法、母子保健法、精神保健福祉法等があり、その業務は多岐にわたる。

福祉事務所には市部福祉事務所と都道府県が設置する福祉事務所すなわち郡部福祉事務所、そして任意設置の町村福祉事務所がある³。福祉事務所の創設当初（1951（昭和26）年）は、都道府県が設置する郡部福祉事務所が475、市が設置する市部福祉事務所が334（町村2を含む）の計809事務所であったが、1953（昭和28）年の町村合併促進法の施行により市部福祉事務所が多数誕生した。さらにその後の平成の大合併を経て、2016（平成28）年4月には郡部福祉事務所208、市部福祉事務所996、町村43の計1,247事務所となっている（表4）。

表4 年次別福祉事務所数

区分	昭和				平成														
	30.7	40.6	50.6	60.6	2.6	14.10	15.10	16.10	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	23.4	24.4	25.4	26.4	28.4	
総数	1,021	1,046	1,140	1,176	1,184	1,198	1,212	1,226	1,233	1,242	1,237	1,244	1,237	1,244	1,249	1,251	1,247	1,247	
郡部	452	381	343	344	340	333	333	321	246	239	228	228	214	214	211	210	208	208	
市部	568	663	793	827	841	861	875	900	979	988	989	989	992	992	997	999	996	996	
町村	1	2	4	4	3	4	4	5	8	15	20	27	31	38	41	42	43	43	

注：市部は指定都市、特別区を含む。

出所) 社会福祉の動向編集委員会（2017）「社会福祉の動向2018」中央法規出版、25頁

また、1990（平成2）年の福祉関係八法改正までは郡部福祉事務所と市部福祉事務所では、基本的に機能と権限は同等で所管地域のみが異なっていたが、現在は法改正により老人福祉法と身体障害者福祉法によるサービス提供の実施責任が都道府県の郡部福祉事務所から市町村に委譲された。さらに知的障害者福祉法等の改正により2003（平成15）年から支費制度として市町村に実施責任が委譲、翌年2004（平成16）年は児童福祉法と児童虐待防止法の改正によって児童相談についても第一次機関が市町村となるなど、その機能と権限は変化し続けている。また、2015（平成27）年度からは、福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働で支援体制を構築する生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業など生活困窮者の自立の促進に関する包括的事業の実施という新たな役割が課せられている。以下では市部福祉事務所と都道府県福祉事務所についてその業務を整理してみたい。

2) 福祉事務所の役割と機能

市部福祉事務所は福祉六法を所掌しており、福祉全般に関わる相談と援助を行う現業機関となっている。具体的には、老人福祉法による老人の実情把握・相談および調査指導、施設への入所措置等、身体障害者福祉法による身体障害者の発見・相談・指導、社会的援助に必要な業務等、知的障害者福祉法による知的障害者の実情把握・相談および調査指導、社会的援助に必要な業務等、児童福祉法による児童、妊産婦の実情把握・相談および調査指導、助産施設、母子生活支援施設への入所措置および保育所への入所決定等。児童相談の一義的援助の実施、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭の実情把握・相談および調査指導等、生活保護法による要保護者の相談・調査指導と生活保護の決定・実施等、障害者総合支援法による障害程度区分、支援費支給の要否決定等と自立支援給付、地域生活支援事業による福祉サービスの提供等、家庭児童相談室設置運営要綱（厚生事務次官通知・昭和39年4月22日）による家庭児童層度案室の運営、その他、福祉関係六法以外の福祉に関する事務として、婦人保護、災害救助、民生委員・児童委員および社会福祉協議会への支援、社会福

祉法等による各種福祉計画の策定・統計・広報紙の発行等を行う。

一方、都道府県が設置する福祉事務所（郡部福祉事務所）は生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法については、市部福祉事務所と同様に直接援助を行う現業機関であるが、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法については、広域連絡調整機関として、市町村の実情把握・連絡調整、助言・支援を行う。その際、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の現業機関としての役割は町村が担うこととなる。以上のように同じ福祉事務所であっても、設置自治体によりその業務や役割は異なる。

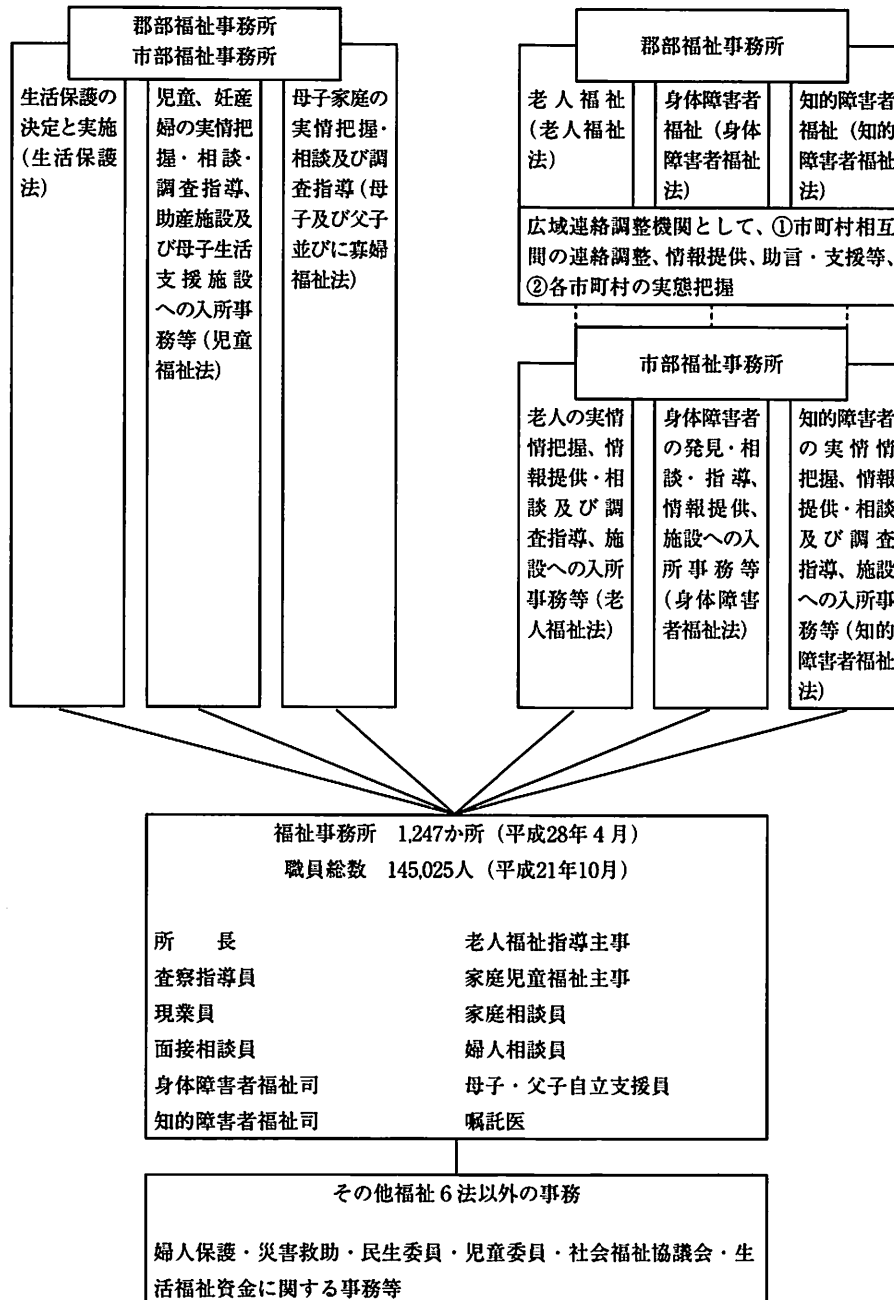


図1 福祉事務所の所掌事務

出所) 社会福祉の動向編集委員会 (2017) 『社会福祉の動向2018』中央法規出版、25頁 (筆者一部修正)

3) 福祉事務所の組織

図1に示す福祉事務所における業務を適正に実施するためには、専門の職員が配置され、各職員の職務権限、職務内容が合理的手順にしたがって事務処理される必要がある(表5)。さらに福祉事務所が単なる事務処理機関としてではなく、対人関係を通じて専門的知識、技術に基づく福祉サービスを提供する機関として機能するには、現業活動の充実を重点的に運営体制を整備する必要がある。以上のような条件をふまえ福祉事務所には所長のほか、指揮監督を行う所員(査察指導員)、現業を行う所員(現業員)および事務を行う所員の3種類の所員を置くこととされている(社会福祉法第15条1項)。福祉事務所の所員の定数は、それぞれの設置主体が条例で定めることとなっている(同第16条)。しかし、現業員については、社会福祉法で標準数が示されている(同第16条但し書)⁴。

表5 福祉事務所の専門職種の主要業務および資格

職名	主要業務	資格
査察指導員	福祉事務所現業業務の指導監督	・社会福祉主事(*)
現業員	援護・育成・校正を要する者の家庭訪問、面接、調査、保護ほかの措置の必要の判断、生活指導等	・社会福祉主事(*)
老人福祉指導主事	老人福祉に関し、福祉事務所員への技術的指導 老人福祉に関する情報提供、相談、調査、指導業務のうち、専門的技術を必要とする業務	・社会福祉主事(*)
知的障害者福祉司	(市町村の知的障害者福祉司) 知的障害者福祉に関し、福祉事務所員への技術的指導 知的障害者福祉に関する情報提供、相談、調査、指導業務のうち、専門的技術を必要とする業務	・社会福祉主事(*)であって知的障害者福祉従事経験2年以上の者 ・大学において指定科目を履修して卒業した者 ・医師 ・社会福祉士 ・指定校卒業者 ・以上に準ずる者で知的障害者福祉司として必要な学識経験を有する者
身体障害者福祉司	(市町村の身体障害者福祉司) 身体障害者福祉に関し、福祉事務所員への技術的指導 身体障害者福祉に関する情報提供、相談、調査、指導業務のうち、専門的技術を必要とする業務	・社会福祉主事(*)であって身体障害者福祉従事経験2年以上の者 ・大学において指定科目を履修して卒業した者 ・医師 ・社会福祉士 ・指定校卒業者 ・以上に準ずる者で身体障害者福祉司として必要な学識経験を有する者

注：*社会福祉主事の資格

- ①大学等において厚生労働大臣の指定した社会福祉関する教科を3科目以上履修して卒業した者
- ②厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
- ③社会福祉士または精神保健福祉士 等

出所) 社会福祉の動向編集委員会(2017)「社会福祉の動向2018」中央法規出版、27頁

所長は、その福祉事務所の設置主体の長(都道府県知事、市町村町)の指揮監督を受けて所務を掌理し(同

第15条2項)、査察指導員は、所長の指揮監督を受けて、現業員の行う現業事務の指揮監督にあたる(同第15条3項)。査察指導員は、現業員7人に1人の割合で配置することが適当とされ、1事務所に最低1人の査察指導員を配置することとなっている。現業員は、所長の指揮監督および査察指導員の指導のもとに、援護・育成または更生の措置を要する者の家庭を訪問し、また訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護やその他の措置の必要の有無およびその種類を判定し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う(同第15条4項)。さらに事務職員は所長の指揮監督を受けて、所の庶務を行う(同第15条5項)。なかでも現業員の職務は福祉の対象となる要援護者等についてケースワークを行うことであり、福祉事務所の中で最も重要な問題に属している。また、所内に設置されている児童家庭相談室には、家庭相談員、母子自立支援員等も配置されている。

なお、査察指導員および現業員は、その職務の専門性の観点から社会福祉主事であればならないとされている(同第15条6項)。

4) 福祉事務所における社会福祉援助実践

福祉事務所には、福祉行政の中核的な第一線の現業機関としての役割が期待されている。なかでも社会福祉法第3条にある「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」とした自立支援の視点は不可欠である。増加する虐待、DV、ホームレス、自殺、アルコール依存等などの現代社会における様々な生活問題は、基本的人権の侵害、潜在的能力の抑圧といった状況をも生み出すため、相談者が援助の対象者としてのニーズを持っていることに留意しながら、社会から孤立することのないように配慮しなくてはならない。そのため福祉事務所における支援としては、担当分野ごとに以下のような内容があげられる。

生活保護担当者としての現業員はケースワーカーと呼ばれるが、原則として社会福祉主事資格を持ち、生活保護業務を行う。保護の要否や種類を決定し、決定後の給付の管理、定期的な訪問による自立助長のための相談・助言・指導を行う。生活保護受給世帯は、日常生活を営むうえでさまざまな困難を抱えていることが多いため、ケースワーカーは地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の専門機関と連携して問題解決への助言・指導を行い、自立支援にあたっている。

老人福祉を担当する所員は、老人福祉法に基づいて養護老人ホームへの入所や老人福祉サービスを希望する高齢者や家族に対して、面接調査・相談・助言・指導および必要な措置を行う。しかし、介護保険制度や老人福祉サービスだけで支援していくことは困難なため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しサービス提供を行っている。また、高齢者虐待防止が市町村の責務として明記されたため、地域包括支援センターの社会福祉士等とともに被虐待者や虐待者の支援を行っている。

障害福祉を担当する所員は、障害のある人やその家族に対して、地域で日常生活を営むための相談・助言・指導を行う。必要に応じて、障害者生活支援センター、病院、保健所、保健センター、権利擁護センター、就労支援センター等の専門機関や、医師、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士と連携して支援を行う。さらに、障害者総合支援法に基づき、所員が障害程度区分の認定調査と支給決定を実施している。また、同法における地域生活支援事業では相談支援事業は必須となっているため、市町村が自ら実施するか、指定相談支援事業に委託して、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営を行っている。

児童福祉に関しては、家庭児童相談室の家庭相談員や社会福祉主事等の所員が児童福祉や児童虐待防止法に基づき児童相談所や教育委員会等と連携しながら、児童虐待への対応や育児・発達障害などへの相談・助言・指導を行い、母子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法や配偶者暴力防止法に基づき、婦人相談所や、児童相談所、警察と連携して母子家庭やDVへの相談・援助・指導を行っている。

その他、親族不在の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の権利擁護のために、地域包括支援センターの社会福祉士等と連携して、成年後見の市町村長申立てを行っている。

5) 福祉事務所での実習教育の展開

(1) 相談援助実習の目的

実習における事前学習においては、前述した福祉事務所の設置根拠や福祉事務所が担う制度・サービスについて理解し、事前オリエンテーションでは、実習先の福祉事務所の概要を把握する必要がある。実習では後半の実習において、「基本的人権」や「面接技術」を学び、支援ケースのアセスメントや支援アプローチを理解しなければならない。さらに福祉事務所の中心的な業務である「生活保護業務」を学ぶために、受給者世帯への「同行訪問」、支援のための他機関・他職種との連携など多くのことを理解しなければならない。以上のような福祉事務所における社会福祉援助実践を学ぶことを目的として、実習プログラムが計画されることとなる。

(2) 相談援助実習の実習指導体制と実習プログラム

①実習指導体制

1999（平成11）年に制定された、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括法」）により地方自治体の事務が機関委任事務と団体委任事務から、法定受託事務と自治事務に再編された。さらに「老人福祉法等の一部を改正する法律」（1990（平成2）年）と「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（2000（平成12）年）により、郡部福祉事務所から町村への老人・身体障害者の入所措置権の移譲、市部福祉事務所における高齢者部門の拡充、企画・計画部門の設置、福祉と保健の統合化等の機構改革をもたらした。以上のような機構改革の動きに伴い、福祉事務所における実習指導体制も変化しつつある。

周知のように、制定当初の社会福祉法（施行時は「社会福祉事業法」）は福祉事務所を設置自治体の行政機関から独立した専門機関として想定していた。しかし、当時の市部の財政状況や組織的力量から独立機関としての設置が困難であったため、社会福祉事業法附則9（1951（昭和26）年）「事務所の長は、当分の間、第16条の規定（服務の専任規定）にかかわらず、当該都道府県又は市町村の社会福祉に関する事務をつかさどる他の職を兼ねることができる」という経過措置が設けられた。これによりほとんどの市では、福祉部（福祉課）長が福祉事務所長を兼ねることで、市役所の行政機関が福祉事務所でもあるという二重構造がとられるようになった⁵。

その結果、福祉事務所での実習は形態の違いによって指導体制が異なるという特徴を持つこととなった。それらは概ね以下の3つに大別されるという指摘がある（坪内1997：198）。それらを仮にタイプ①～③とすると、タイプ①の指導体制は、福祉六法が1つの建物に配置されている（設置自治体の行政機関から独立した専門機関として設置された）福祉事務所の形態における実習指導体制である。このタイプの場合、実習の受入れ窓口を担当する職員が、実習生の記録や振り返りの指導を主に行い、また実習プログラムのコーディネーターの役割も担う。次にタイプ②の指導体制は、市役所本庁の中に存在する福祉六法の独立した課に所属した職員が実習受入れ窓口を担当する場合である。このタイプでは、全日程を一職員が指導することは極めて少なく、受入れ窓口を担当する課での実習を中心としながら、福祉六法の各課が数日ずつ行い、複数の職員が実習生の指導に当たるものである。そして、タイプ③の実習指導体制は、市役所本庁の中の地域の福祉事業の企画・計画部門を担当する課が実習の受入れ窓口を担当する場合である。このタイプでは、受入れ窓口と直接指導を担当する課の役割が明確に分かれており、企画・計画部門担当課が養成校から依頼を受け、各課の指導日数や受け入れ人数を調整する。

以上のように、受け入れ窓口担当の職員と直接指導する職員との関係性はそのタイプでそれぞれ異なる。タイプ①では、同じ建物の中で日頃から同一利用者の援助に関して担当課同士が意見を交換する関係であり、実習生がどのような指導を受けているか受入れ担当の職員の目の届く距離にある。一方、タイプ②の場合は、受入れ窓口の担当課で行うプログラムでは、受入れ窓口の職員と直接指導する職員は実習指導の調整をやすく、距離も近い。しかし、他の担当課に指導を任せるプログラムでは、受入れ窓口の職員は指導内容を細かく要望したり、把握することは難しい。さらにタイプ③の場合は、受入れ窓口の職員は依頼された日程及び実習生数

を各課と調整するが、そこで行われる指導内容は各担当課に一任されている場合が多い。受入れ窓口の職員と直接指導する職員とは日常業務におけるつながりは薄く、実習指導体制の分業が明確である。本学における実習は例年タイプ②・③の指導体制で行われているが、実習指導体制の違いが実習学生の学習体験に少なからず影響を及ぼしていることは言うまでもない。以下に各タイプの指導体制を示す(図2、3、4)。

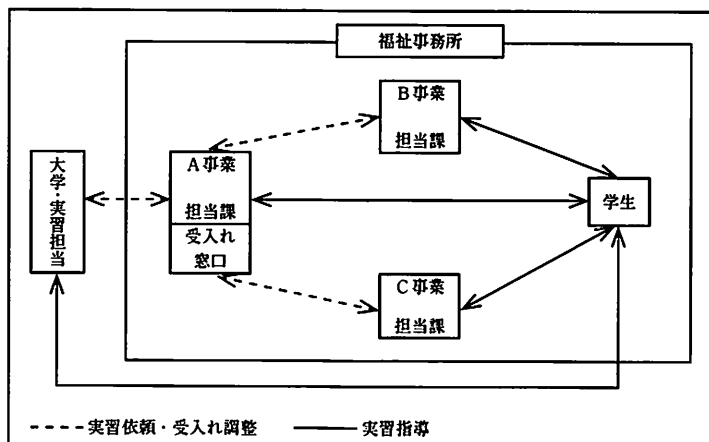


図2 実習指導体制 タイプ①

出所) 坪内千明 (1997) 「福祉事務所における社会福祉援助技術現場実習の実際：実習指導体制に合わせた職員と学生および実習担当教員の関係の活用」『日本社会事業大学紀要 (三浦文夫教授・柄澤昭秀教授・堤賢教授退任記念号)』44、198頁 (筆者一部修正)

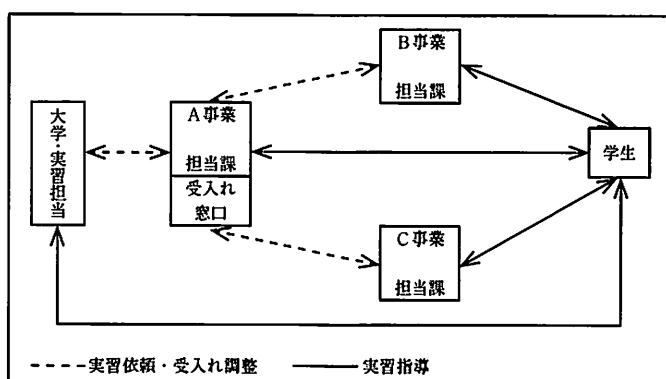


図3 実習指導体制 タイプ②

出所) 坪内千明 (1997) 「福祉事務所における社会福祉援助技術現場実習の実際：実習指導体制に合わせた職員と学生および実習担当教員の関係の活用」『日本社会事業大学紀要 (三浦文夫教授・柄澤昭秀教授・堤賢教授退任記念号)』44、200頁 (筆者一部修正)

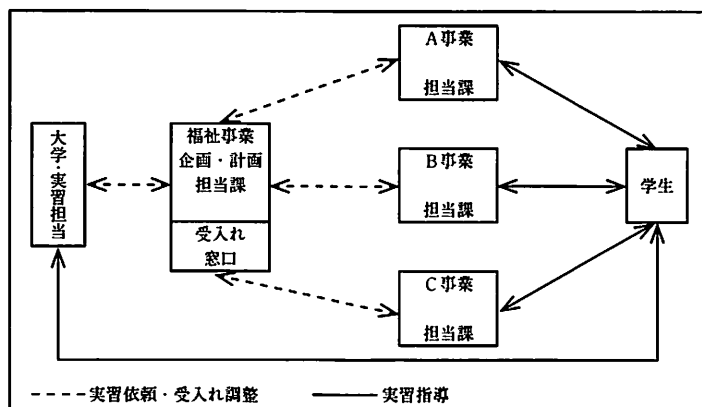


図4 実習指導体制 タイプ③

出所) 坪内千明 (1997) 「福祉事務所における社会福祉援助技術現場実習の実際：実習指導体制に合わせた職員と学生および実習担当教員の関係の活用」『日本社会事業大学紀要 (三浦文夫教授・柄澤昭秀教授・堤賢教授退任記念号)』44、202頁 (筆者一部修正)

②実習プログラム

相談援助実習を効果的に展開するために必要な指針として、実習プログラムがある。従来は、相談援助業務や調整業務といっても、分野や職場、職種によって、その内容が異なっていたり、あるいはさまざまな職種や部署にまたがる業務や日常業務と混在してしまい、実習指導者自身も専門的援助業務を意識しないことが少なくなかった。そのため、社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会（2000-2002年度WAM助成研究報告書）が実習期間を「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の3段階に整理した。各段階における福祉事務所における実習内容は以下のようになっている。

i) 職場実習

まず福祉事務所を所管する地方自治体の概要や行財政と事業概要について学ぶ。以上をふまえ、福祉六法に基づく事務事業や法外援護、関連法との関係や事務分掌などについて学習する。

高齢者保健福祉計画、障害者保健福祉計画、児童育成計画、地域福祉計画などについても幅広く理解し、利用者支援を適切に行えるような知識を備えることが必要である。あわせて、地域包括支援センターのネットワーク会議などについても学び、関係機関や他職種との連携に不可欠な知識を準備しておかねばならない。

ii) 職種実習

高齢者・障害者・児童・母子福祉や生活保護の各業務に従事する相談援助職から業務の実際を学ぶ。また、地域包括支援センターや障害者権利擁護センターでの相談状況についても理解を深め、成年後見制度の活用についても学習する。また、福祉事務所と連携する機関等の見学や同行を行い、他職種との連携方法について学ぶ。

iii) ソーシャルワーク実習

相談者の同意が得られた際には、面談に同席させてもらい、日常生活で相談者の抱えている問題やニーズを明らかにして、それを記録する方法について学ぶ。さらに面談した相談者のニーズを満たすために、家族や地域社会との関係や、地域における社会資源の実情を把握し、その解決方法を探る。具体的には福祉六法や関連制度を基にアプローチを検討し、支援計画を立案してみる。最終的には、相談者がいかにして「自己決定」に基づいて問題解決をしていくのか、その姿勢を観察し、援助技術の原則の理解を深める。

さらに「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の3段階において、基礎的・通底的にどのようなことを学ぶべきか、「個別支援」「権利擁護」「地域支援」「連携・ネットワーク」4つの体験軸が新たに導入され、「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の3段階と「個別支援」「権利擁護」「地域支援」「連携・ネットワーク」4つの体験軸を重ね合わせたプログラムモデルが示されている（表6）。

表6 「基礎的・通底的4領域」「3段階実習モデル」を踏まえた福祉事務所実習プログラム

	事前学習	職場実習	職種実習	ソーシャルワーク実習	
個別支援	福祉事務所の役割や業務概要を理解する	生活保護、高齢者制度、障害者制度、児童制度、母子父子寡婦制度の説明	窓口業務(インテーク・面接・申請手続き等)の説明	窓口業務(インテーク・面接・申請手続き等)の観察	アセスメント～カンファレンス
権利擁護		成年後見制度の首長申立の手続き・経過・実績などを説明する 苦情解決に関する説明		成年後見制度の首長申立を学ぶ	
地域支援	市町村の概要を理解する	各種福祉計画および計画に基づき実施している事業の説明	地域ニーズに応じた財政・政策立案過程の理解	民生委員児童委員協議会の会合や地域での会合、ふれあいサロン等に参加し、聴き取りを行う	
	市町村の各種福祉計画の理解	市町村の地域概要説明	外部の連携機関や各種資源の説明および見学・聴き取り	地域アセスメントを行う	
連携・NW		生活保護高齢者制度、障害者制度、児童制度、母子父子寡婦制度の担当業務の説明	地域ケア会議、自立支援協議会等への参加	カンファレンスや各種会議の開催調整	

なお、四年制大学である本学での実習は基本的に3年次に行われるが、演習は2年次、各論は2・3年次に配置している（図5）。実習が3年次の夏季休業中に実施される現状にあっては、3年次の後期に配置されている「社会保障論Ⅱ」「権利擁護と成年後見制度」「ソーシャルワークⅥ」など実習に必要な知識を一部修得せず、実習に臨んでいるという現状がある。上述した「基礎的・通底的4領域」「3段階実習モデル」を踏まえた福祉事務所実習プログラムを策定し、実習機関にこころよく実習を受け入れてもらうためにも、可能限り実習前に必要な知識が修得できるカリキュラムを策定する必要がある。

	1年次		2年次		3年次		4年次
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実習科目		ソーシャルワーク実習入門 (準備講義)		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ (実習先選択面接を含む) (事前講義①)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (事前講義②)	ソーシャルワーク実習 (現場実習)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (事後講義)
演習科目			ソーシャルワーク演習Ⅰ	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習Ⅰ		ソーシャルワーク演習Ⅲ 演習Ⅱ 演習Ⅲ・Ⅳ 演習論文
総論科目	社会福祉概論Ⅰ	社会福祉概論Ⅱ			社会保障論Ⅰ 行財政と福祉計画 社会福祉運営管理		社会保障論Ⅱ 権利擁護と成年後見制度
分野各論科目	高齢者福祉論		地域福祉論Ⅰ 公的扶助論 障害者福祉論 子ども家庭福祉論	地域福祉論Ⅱ 保健医療サービス論			
方法論科目	ソーシャルワークⅠ	ソーシャルワークⅡ	ソーシャルワークⅢ	ソーシャルワークⅣ	ソーシャルワークⅤ		ソーシャルワークⅥ

図5 本学における実習教育（社会福祉士）カリキュラム

以上をふまえ、以下に2017（平成29）年度に本学の実習生が配属された福祉事務所での実習プログラムの例を示す（表7、表8）。プログラム例はプライバシー保護の点から一部修正を行っているが、以上から福祉事務所における実習指導体制に関しては、1人の職員が全日程を指導しないことがわかる⁶。

表7 A 福祉事務所の実習プログラム

日目	実習内容 (午前)	実習内容 (午後)	担当
1	オリエンテーション	福祉事務所の概要説明	地域福祉
2	生活保護の概要と相談援助	ケース記録による生活歴等把握	生保
3	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
4	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
5	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
6	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
7	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
8	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
9	救護施設での実習	救護施設での実習	
10	救護施設での実習	救護施設での実習	
11	救護施設での実習	救護施設での実習	
12	救護施設での実習	救護施設での実習	
13	救護施設での実習	救護施設での実習	
14	保育園実習	保育園実習	
15	保育園実習	保育園実習	
16	保育園実習	保育園実習	障害
17	保育園実習	保育園実習	
18	障害者福祉の概要と相談業務	障害者福祉の概要と相談業務	
19	障害者福祉の実務	障害者福祉の実務	
20	障害者福祉施設訪問	障害者福祉施設訪問	
21	研修会等参加	障害者福祉施設訪問	
22	障害者福祉の実務	障害者福祉の実務	
23	障害者福祉の実務	まとめ	

表8 B 福祉事務所の実習プログラム

日目	実習内容 (午前)	実習内容 (午後)	担当
1	オリエンテーション	福祉事務所の概要説明	福祉政策
2	障害者福祉の概要と相談業務	障害者支援センター訪問	
3	青少年支援の概要と相談業務	青少年支援施設（NPO）訪問	
4	児童福祉の概要と相談業務	児童福祉施設訪問	
5	保育園実習	保育園実習	児童
6	保育園実習	保育園実習	
7	保育園実習	保育園実習	
8	高齢者福祉の概要と相談支援	高齢者福祉の概要と相談支援	高齢
9	介護保険要介護認定調査業務同行	介護保険要介護認定調査業務同行	
10	介護保険要介護認定調査業務同行	介護保険要介護認定調査業務同行	
11	高齢者支援業務参加	健康教室参加	
12	高齢者支援業務参加	高齢者福祉施設訪問	
13	高齢者支援業務参加	地域包括支援センターでの相談業務	
14	高齢者支援業務参加	地域包括支援センターでの相談業務	
15	高齢者支援業務参加	地域包括支援センターでの相談業務	生保
16	生活保護の概要と相談業務	生活困窮者自立支援制度の概要と相談業務	
17	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
18	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
19	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
20	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
21	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
22	ケース記録による生活歴等把握	生活保護世帯訪問	
23	ケース記録による生活歴等把握	まとめ	

両福祉事務所とも、23日間の実習うち訪問同行と施設実習が混在しているが、A福祉事務所は訪問同行等（6日）に比して施設実習（11日）の比率が高く、B福祉事務所は訪問同行等（11日）に比して施設実習（8日）の比率が低い。さらにA福祉事務所は実習指導体制では③タイプに該当し、実習の受入れ窓口を福祉事務所以外の企画・計画部門担当課が担当し、そこで行われる指導内容は各担当課に一任されている。

以上から福祉事務所における実習は、実習生が直接利用者に対し相談援助を行う訪問に同行できる世帯が生活保護受給世帯に限定されているため、広範囲における講義や施設実習も行われるため、他の分野のように「基礎的・通底的4領域」「3段階実習モデル」を踏まえた実習を体験することはかなり難しい状況にあることがわかる。

3. 福祉事務所における実習教育の課題

以下では、福祉事務所における相談援助実習の現状をふまえ、その課題を整理していきたい。

1) 社会福祉実践体制の変化による受入れ先の縮小化

福祉事務所においては1990（平成2）年の社会福祉関連八法改正以降の社会福祉改革により、老人福祉法と身体障害者福祉法によるサービス提供の実施責任の都道府県福祉事務所から市町村への委譲、さらに2004（平成16）年の児童福祉法と児童虐待防止法の改正による児童相談に関する第一次機関の市町村への委譲の結果、都道府県福祉事務所での実習では相談援助業務が生活保護法のみとなった。また、市町村へ委譲された高齢者福祉、障害者福祉の業務は、従来の利用者への相談援助から認定に関する事務処理的なものに変化したため、市町村の福祉事務所における実習も生活保護法に特化した相談援助業務となっている。その結果、実習目標を達成することが可能な部署が生活保護担当課に限定され、実習受入の負担等が過剰にかかる可能性がでてきており、受入れに消極的になる傾向がある。

2) 実習指導者の確保の困難さ

福祉事務所は戦後、生活保護法を主として福祉六法に関する業務を行う実施機関として位置づけられ、福祉専門職として社会福祉主事が設置された（図6）。しかし、社会福祉主事については、採用、研修、体制のいずれにおいても専門職として配置・位置づけられてはおらず、いわゆる3科目主事がほとんどであり、資格保有率は2009（平成21）年10月1日現在、査察指導員で69.73%、現業員で67.5%にとどまっており100%ではない（表9）。すなわち現場に社会福祉の専門教育を受けていない者がほとんどで、他の社会福祉施設に比して実習指導者の要件を満たす職員が少ない⁷。また、一般行政職の配置転換には強制的な面があり、経験年数3～4年で福祉事務所から異動することがほとんどである。そのため、福祉事務所としての独自の主体的な社会福祉援助に関する実践活動や地域活動等の構築が困難な状況にある。また、スーパーバイズも係長の役割となっているが、ケースワーカー経験のない職員が配置されることがほとんどであり、事務的な指導と係長としての職務管理が中心で、社会福祉実践についてのスーパーバイズがなされていない可能性が大きい。以上のような状況下では、実習生の受入れおよび実習指導は現場に一任され、福祉事務所によって実習内容に格差がみられることになりかねない。養成校側が求めている実習教育と福祉事務所における福祉専門職養成の実態には隔たりを感じる。

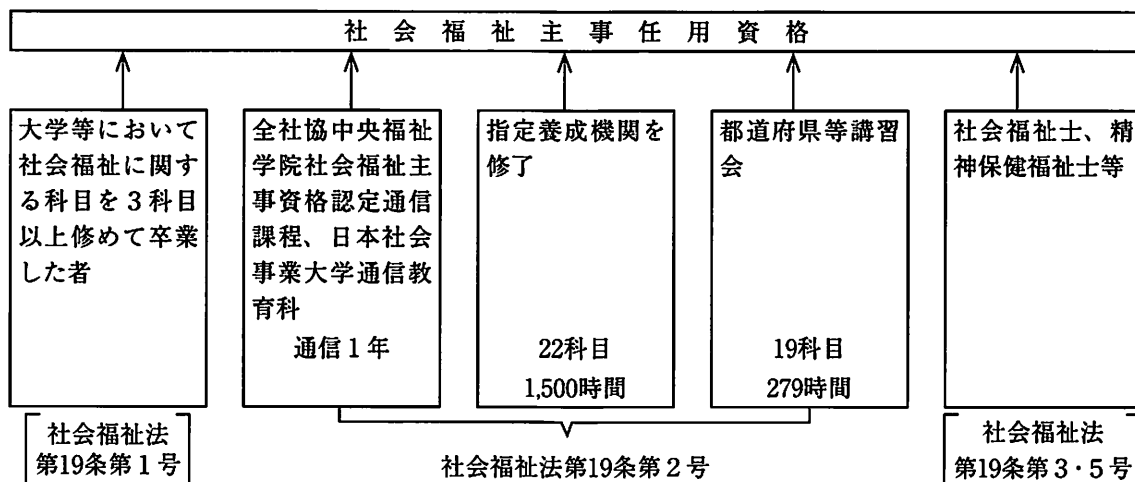


図6 社会福祉主事任用資格取得方法の現状

出所) 社会福祉の動向編集委員会 (2017) 『社会福祉の動向2018』中央法規出版、43頁

表9 査察指導員、現業員の有資格率の状況

(単位：%) (平成21年10月1日現在)

区分	年月									
	平成	5.10	10.10	11.10	12.10	13.10	14.10	15.10	16.10	21.10
査察指導員		81.6	75.4	75.1	75.8	74.3	74.4	75.5	77.3	69.7
現業員		71.1	64.2	62.3	62.1	61.4	61.8	61.8	61.4	67.5

出所) 社会福祉の動向編集委員会 (2017) 『社会福祉の動向2018』中央法規出版、28頁

3) 実習指導体制

最後に実習の指導体制における課題がある。福祉事務所においては、実習の受け入れ業務を福祉事業の企画・計画を担当する課が担う場合がある。先にあげたA福祉事務所がこのタイプに該当する。このような場合、受け入れ窓口と直接指導を担当する課の役割が明確に分かれている。企画・計画担当課が養成校から依頼を受け、各課の指導日数や受け入れ人数を調整する。実習生の記録した実習ノートに対するコメントは、直接実習生を指導した職員が書くが、養成校から依頼された評価表は、直接指導した職員からのコメントをふまえ、実習受け入れを担当する職員がとりまとめることになり、実習マネジメントの面から考えると、学生の関心に沿ったプログラムの策定等はかなり難しい。実習受け入れ窓口に関しては、学生の利益を可能な限り優先できるよう、養成校側から積極的に働きかけることが必要である。

4. おわりに

福祉事務所における相談援助実習について概観してきたが、以上のような課題を解決するにはどうしたらよいただろうか。まずは行政機関のなかに位置する福祉事務所に対し、実習の協力を義務づけるような政策的な姿勢も必要であると考え。そのためには、行政機関側に実習生を受入れることの意義を理解してもらうことが不可欠である。その他、課題としてあげた諸事項を含め、福祉事務所における実習教育の充実を図るために必要な対策の具体的な検討は次稿以降の課題としたい。

注

- 1 「基礎的・通底的」とは実習生がどのような領域・分野・種別で実習をしようとも、必ず共通して体験すべき基礎的事項という意味をさす。(公益社団法人社会福社士会編2016:11)。
- 2 「8項目の趣旨を含んだプログラミング」として、実習プログラムに盛り込むべき共通体験として提案されている(公益社団法人社会福社士会編2016:11)。
- 3 町村の福祉事務所の設置については、町村が単独で福祉事務所を設置することが財政的にも人事的にも負担が大きいことから、複数の町村が一部事務組合や広域連合を組織し、設置することが認められている、町村の福祉事務所の設置に伴い、都道府県の福祉事務所の所管区域が変更になるため設置や廃止の時期が定められており、事前に都道府県知事と協議して、同意を得ることが要件とされているなどの規定がある(宇山・船水編2016:53)。
- 4 職員の定数は各地方公共団体の条例で定めることとされているが、現業員の標準数のみが、以下のように規定されている(社会福祉法第16条)。
①郡部福祉事務所・・・生活保護受給世帯数が390以下であるときは6人。保護受給世帯が65を増すごとに1人の増。
②市部福祉事務所のうち市・指定都市・特別区の設置する福祉事務所・・・生活保護受給世帯数が240以下であるときは3人。保護受給世帯が80を増すごとに1人の増。
③市部福祉事務所のうち町村の設置する福祉事務所・・・生活保護受給世帯数が160以下であるときは2人。保護受給世帯が80を増すごとに1人の増。
- 5 利用者へは市役所の「福祉事務所長」名で通知が届くが、市役所のどこへ行っても「福祉事務所」の看板を掲げた建物やフロアが見当たらないという事態が生じている(宇山・船水編2016:61-62)。
- 6 坪内はこれを「指導体制の二重構造」と称している(坪内1997:203)。
- 7 相談援助実習指導及び相談援助実習の指導者については、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。社会福祉士実習演習担当教員講習会において、相談援助実習の指導に係る課程を修了した者等の要件がある(「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第917号・社授発第0328003号)。

参考・引用文献

- ・岩崎晴子(1989)「福祉事務所における実習教育の課題」『ソーシャルワーク研究』15(1)、鉄道弘済会、14-16
- ・宇山勝儀・船水浩行編著(2016)『福祉事務所運営論 第4版』ミネルヴァ書房
- ・岡部卓(2014)『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携-生活保護における社会福祉実践-』全国社会福祉協議会
- ・関西福祉科学大学社会福祉実習教育モデル研究会編(2014)『相談援助実習ハンドブック』ミネルヴァ書房
- ・公益社団法人社会福社士会編(2015)『社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方』中央法規出版
- ・渋谷哲(2013)『福祉事務所における相談援助実習の理解と演習』みらい
- ・社会福祉の動向編集委員会(2017)『社会福祉の動向2018』中央法規出版
- ・坪内千明(1997)「福祉事務所における社会福祉援助技術現場実習の実際：実習指導体制に合わせた職員と学生および実習担当教員の関係の活用」『日本社会事業大学紀要(三浦文夫教授・柄澤昭秀教授・堤賢教授退任記念号)』44、195-211
- ・結城康博・嘉山隆司・佐藤純子・本多敏明編(2013)『新・よくわかる福祉事務所のしごと』ぎょうせい
- ・厚生労働省「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01_0001.pdf)
- ・厚生労働省「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第917号・社授発第0328003号)(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/.../shakai-kaigo-yousei07.pdf>)

A Study on Consultation Aid Training in the Social Worker Education: The Current State of the Training Education and Problems in the Welfare Office

Asako OYAMA

In this study, in light of the trend of the welfare office which is regarded as a core administrative agency in an area of the social welfare service, I arranged the current state of the training education, overviewing training systems in the welfare office and programs, etc. And I showed a view of issues in the future.

As a result, I found some problems like the reduction in acceptable facilities for trainees because of a change of the social welfare practice system in the welfare office, the difficulty of securing the training leaders, and an inconsistency of the system to accept trainees.

In order to solve the problems, a policy to oblige the welfare office to cooperate in practical training is necessary. At the same time, it is indispensable for the welfare office to understand the significance of accepting the trainees.

Key Words: welfare office consultation aid training social welfare office training program laboratory work system